

令和7年度

第1回 鞍手町行財政改革推進委員会

会 議 録

令和8年2月18日

於：鞍手町役場大会議室

第1回鞍手町行財政改革推進委員会

- (1) 開催の日時及び場所
令和8年2月18日(水) 10時00分から11時10分まで
鞍手町役場大会議室(3階)
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
【出席】 許斐 英幸 野口 美恵子 久保 智則 幸田 剛
矢野 百合子 筒井 英和 縄手 寿典 新谷 敏江
船津 敬明 筒井 紀世美 松本 秀樹 花田 ゆかり
【欠席】 田代 雄二
- (3) 出席した職員等の氏名
【推進本部】 本部長 岡崎 邦博
副本部長 折尾 敬敏
本部員 梶栗 恭輔、高橋 奈美江、柴田 隆臣、石田 克、
石田 正樹、田鶴原 竜二、西生 卓矢、神谷 徹、
小長光 弘平、武谷 朋視、大村 俊夫、沼野 葉子、
森永 健一
【事務局】 梶栗 恭輔(再掲) 長浦 良 細川 佑希
- (4) 会議事項
1 開会 2 任命辞令の交付 3 町長あいさつ
4 委員及び推進本部員等の紹介 5 会長の互選 6 議事
(1) 令和6年度改革項目の取組み報告について
(2) 第7次鞍手町行財政改革期間延長に伴う指標変更について
(3) 第8次行財政改革について
(4) その他
7 閉会
- (5) 会議経過及び発言内容
別紙のとおり
- (6) 傍聴者 なし
- (7) 会議録署名人

許斐 英幸

野口 美恵子

1. 開会

事務局 ■ 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回鞍手町行財政改革推進委員会の会議を開会いたします。携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。

本日の会議は委員13名中12名が出席されております。会議は、お手元の会議次第に従って進行させていただきますが、議事に入るまでは事務局の方で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に本日の資料の確認をさせていただきます。資料は事前にお配りいたしておりますので、本日お持ちいただいていると思います。お持ちでない方がいらっしゃいましたらお知らせいただけますか。皆さんお持ちですか。本日の会議資料は、本日の会議次第、資料1「第7次鞍手町行財政改革 令和6年度報告書」、資料2「第7次鞍手町行財政改革期間延長に伴う指標変更一覧表」、資料3「行財政改革推進委員会設置条例」、「条例施行規則」、それと「委員名簿」、資料4「鞍手町行財政改革推進本部設置要綱」と「名簿」。それと資料5といたしまして、「行財政改革次期計画策定方針」をお配りしております。ご確認をお願いいたします。よろしいですか。

なお、本日の会議の議事録や資料は、町のホームページで公表いたしますので、議事録作成のため録音させていただきます。よろしくお願いいたします。

発言をされる場合はお手元のマイクの赤く光っているボタンを押していただき、緑色に変わってからご発言いただきますようよろしくお願いいたします。マイクは机の真ん中に一つずつ用意させていただきますのでご不便をおかけいたしますがよろしくお願いいたします。

2. 任命辞令の交付

事務局 ■ それでは、次第の2、任命辞令の交付でございます。

今回は1名の新任委員の方がいらっしゃいますので、本日は新任委員の方に町長から辞令を交付させていただきます。なお、再任委員の皆様にはあらかじめお手元にお配りさせていただいております。ご了承のほどよろしくお願いいたします。それでは辞令交付

を行います。お名前を読み上げますので前へお願いいたします。福祉関係より選出の新谷敏江様、前へお進みください。

町長 ■ 辞令、新谷敏江様。鞍手町行財政改革推進委員会委員に任命します。任期、令和7年6月19日から令和9年6月9日まで、令和7年6月19日 鞍手町長 岡崎 邦博。

3. 町長あいさつ

事務局 ■ 続きまして、町長挨拶を岡崎町長よりお願いしたいと存じます。

町長 ■ 皆さん、おはようございます。お忙しい中、委員の皆様方にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。報道等でも皆さんご存知だと思いますが、じん芥処理組合の職員との間で不適切な発言があったということで報道されているところであります。委員の皆様には、ご不安、そしてご心配をお掛けしたことに對しまして、この場を借りてお詫び申し上げます。

さて、委員の皆様には日頃から行財政改革にご理解とご協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。第7次行財政改革は令和2年度から効率的な行政運営、アセットマネジメントの推進、そして財政健全化の3項目の柱として取り組んでおります。昨年度の委員会で、第7次行財政改革の期間を1年延長させていただき、今年度までとして取り組んでいるところです。

これまでも多様化する住民ニーズに応え、より良い行政サービスの提供に努めながら、費用効果の観点から数々の改革項目について取り組んでまいりました。本町の財政状況につきましては、大変厳しいものがあり、今後の財政見通しにおいても令和10年4月に開校予定の統合小学校に係る工事費、建設工事が令和8年度より本格化します。

そしてまた、庁舎等の建設事業に係る公債費につきましても償還が開始されることとなっておりますので、公債費の歳出の増加は今後も見込まれるところでございます。

加えて、先ほどもちょっと触れましたが、宮若市外2町のじん芥処理施設の施設整備に係る負担金などが財政支出構造に大きく影響すると見込まれます。そうしたことから、この行財政改革は大変重要な計画となります。

このあと、事務局から令和6年度の取り組みにつきまして報告

があり、令和8年度の行財政改革についてのご説明をさせていただきます。委員の皆様には成果と課題について、今後の改革を進める上での貴重な提言となりますので、どうか忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ■ ありがとうございます。次に委員及び推進本部員等の紹介につきましては、資料3の委員名簿と資料4の推進本部委員及び事務局の名簿を添付させていただいておりますので、紹介に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

これ以降は推進委員会としての議事になりますので、町長はここで退席させていただきます。なお副本部長、推進本部員につきましては、計画に基づく改革項目の現在までの取り組みの報告のため、引き続き委員会に出席いたします。

4. 委員及び推進本部員等の紹介

事務局 ■ ありがとうございます。次に委員及び推進本部員等の紹介につきましては、資料3の委員名簿と資料4の推進本部委員及び事務局の名簿を添付させていただいておりますので、紹介に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

これ以降は推進委員会としての議事になりますので、町長はここで退席させていただきます。なお副本部長、推進本部員につきましては、計画に基づく改革項目の現在までの取り組みの報告のため、引き続き委員会に出席いたします。

町長 ■ それはどうぞよろしくお願いいたします。

～ 岡崎町長が退出する ～

5. 会長の互選

事務局 ■ 次に会長の選出に移ります。会長選出につきましては条例第4条第1項の規定により互選となっておりますので、自選他薦などの方法により選出いただきますようお願いいたします。また第3項の規定により会長に事故ある時は、あらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっておりますので、会長が決まりましたら会長より職務代理者の指名をお願いしたいと存じます。ど

の方からでも構いません。ご推薦をいただきたいと存じます。

許斐委員 ■ 事務局に一任します。

事務局 ■ はい。ただいま事務局一任とありましたが、いかがでしょうか。

委員一同 ■ 異議なし。

事務局 ■ ありがとうございます。それでは事務局一任ということですので、事務局案をご提案させていただきます。団体から推薦の企業関係委員・縄手委員に会長をお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。

委員一同 ■ 異議なし。

事務局 ■ ありがとうございます。それでは会長に縄手委員を選出させていただきます。よろしく願いいたします。ではここで会長不在の場合の職務代理者について会長指名によるところですが、縄手委員、いかがでしょうか。

縄手委員 ■ はい。では、教育関係から選出の筒井英和委員をお願いしたいと思います。

事務局 ■ 筒井委員、いかがでしょうか

筒井委員 ■ 承知しました。

事務局 ■ ありがとうございます。では筒井委員に職務代理者ということをお願いしたいと思います。それでは、ここで会長と職務代理者が決定しましたのでご挨拶をお願いいたします。はじめに、縄手会長、お願いいたします。

縄手委員 ■ 改めまして。おはようございます。ただいま会長に選出されました、鞍手工業団地組合の縄手と申します。この会議が有意義に進行するよう努めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局 ■ ありがとうございます。続きまして筒井委員、お願いいたします。

筒井委員 ■ 皆さん、おはようございます。ただいまご指名いただきました筒井でございます。微力ではございますけども、鞍手町の行財政改革の推進のために尽くしたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ■ ありがとうございます。ここからは条例第5条の規定によりまして会長が議長となりますので、議事進行をさせていただきますので、議事の進行につきましては縄手会長、よろしくお願いいたします。

～ 以下、縄手委員は、縄手議長と表記する ～

縄手議長 ■ それでは、議事に入ります前に本日の会議録署名人を指名させていただきたいと思っております。会議録署名人につきましては、名簿順にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。では本日の会議録の署名人については許斐委員と野口委員の2名にお願いしたいと思っております。

許斐委員 ■ はい。

野口委員 ■ はい。

6. 議事

縄手議長 ■ では、早速議事に入っていきたいと思っております。議事の(1)令和6年度改革項目の取り組みについて事務局からご説明いただきたいと思います。なお、質問や意見等は事務局からの説明の後に受け付けをさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

梶栗課長 ■ 皆さんおはようございます。改めまして、私、総務課の梶栗からご説明をさせていただきます。はじめに、この行財政改革の概要についてでございますが、第7次行財政改革では改革の柱を「未来に

つなぐ安定した財政基盤の確保」とし、「効率的な行政運営」、「アセットマネジメントの推進」、そして「財政健全化の確立」の三つの柱が立てられ、令和2年度から令和6年度までの改革期間を昨年度の委員会におきまして説明させていただき、終期を1年延長し令和7年度までとして取り組んでいるところでございます。

次に、資料1についてご説明いたします。配布しております、資料1の1ページ、2ページをご覧ください。1ページ、2ページには各種計画進捗管理の基本的な考え方といたしまして、行財政改革を計画、実施、評価、見直しのPDCAのサイクルを回しながら推進していくことをお示ししております。

3ページをご覧ください。3ページには、改革項目の評価要領をお示ししております。改革項目の取り組みの評価は、所管課が作成したPDCAシートの改革項目の取り組み内容に対する評価を、アルファベットの大文字のAからFまでの6段階で評価することとしております。次に、評価内容は指標に対する評価と、その理由についてアルファベットの小文字のaからfまでの6段階で評価することとしております。そして改革に対する行財政改革全体を通じた貢献度に対する評価と、その理由について、貢献度としてローマ数字IからIVの4段階で評価することとしております。

そして、これらの考え方で9項目の改革項目の評価を行った結果をまとめたものが4ページの「第7次行財政改革効果額等一覧表」となっております。それぞれ改革項目ごとに「指標」、「当初目標値」、「目標値変更」、「該当年度値」、「累積達成率」、「目標効果額」、「単年度効果額」、「効果額達成率」、「所管課の取り組み内容に対する評価」、「総合点数」、「総合評価Ⅰ」、「総合評価Ⅱ本部員評価」などを記載しております。最終的に、それらを総合的に判断したものがピンク色の「総合評価Ⅱ本部員評価」となります。

これは各課局長が各改革項目の評価を総合評価Ⅱに基づき評価をし、総合的に判断したものになります。その結果、令和6年度の各課において評価した結果、良好事業が連番2、連番3および連番7の3事業、おおむね良好が連番4、連番8、連番9の3事業、見直し等を要する事業が連番1、連番5および連番6の3事業となっております。

それでは、改革項目に沿って令和6年度分の取り組みについて報告をさせていただきます。資料を事前に配布させていただいておりますので、個別のPDCAシートでの説明は割愛させていただき、

4 ページの「第 7 次行財政改革効果額一覧表」において説明をさせていただきます。

まず、改革項目 9 項目のうち、はじめに連番 1 から連番 5 につきまして報告をさせていただきます。

連番 1 「定員管理の適正化」についてでございます。

これまでこの項目につきましては、令和 5 年度に住民サービスの向上を重視した組織機構の再編、令和 5 年度に町長部局を 10 課から 11 課に組織機構の見直し、令和 6 年度においては住民サービスの向上を重視した適正な職員の配置に指標を変更して実施してまいりました。

令和 5 年度に組織機構の見直しを行い、定員管理計画での令和 5 年 4 月 1 日現在の計画値 137 人に対し、令和 6 年度末の職員数が 141 人となり、計画値を達成できなかった結果となりました。行財政改革の観点から、貢献度は、「貢献できていない」と判断しております。定員管理の適正化につきましては、引き続き、人口や規制条件、地域の経済状況、また住民の多様なニーズ、自治体 DX の推進等による業務の効率化を進めつつ、適正な定員管理に取り組んでいきます。

次に、連番 2 「職員の能力向上」についてでございます。

令和 6 年度は、27 名の職員を研修へ派遣したことから、計画期間内の目標値 150 名に対し、累積 160 名の派遣をいたしました。人材育成として、目標値を上回る職員を達成していると判断します。

研修に派遣することで職員の能力向上につながり、業務の能率化、効率化を図ることができるため、貢献度は「貢献している」と判断いたします。なお連番 2 の職員の派遣者数が目標値を達成したため、令和 7 年度の目標値を 180 名に変更することとしております。

次に、連番 3 「ICT や RPA 活用による費用削減および事務効率化」についてでございます。

追加調達したカラープリンターの支払額が増加したため、削減額を伸ばすことができず、目標を若干下回る形となりましたが、ほぼ目標通りであったと評価しております。貢献度は「やや貢献」と判断しております。

次に、連番4「事務事業の改善」についてでございます。

改善提案のあった8事業。この8事業につきましては、資料14ページに記載しておりますが、「文書配布事業」、「広報誌のあり方」、「元気まつり事業」、「定住促進奨励金等交付事業」、「コミュニティバス等運行事業」、「介護用品支給事業」、「敬老祝金事業」、「敬老の日事業」の8事業となっております。

令和6年度は、コミュニティバス等運行保守事業に着手し、累計3事業について改善等を行いました。残りの5事業につきましては現状維持が4件、検討中が1件となっております。令和6年度に着手した1事業は、コミュニティバス等の運行形態の見直しではありませんが、費用面では貢献できていないため、貢献度は「貢献の度合いが薄い」と判断しております。

しかし、利便性については向上しているとお声をいただいております。なお、引き続き検討とはなっているものの、広報紙のあり方は、令和5年度よりLINE等による情報配信の頻度を高め、即時性の観点から緊急性の高い情報の配信を行っております。

次に、連番5「公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメントの推進」についてでございます。

令和6年度は、庁舎等建設事業により役場庁舎の新規取得があり、総合福祉センターの廃止に伴う所管替えはあったものの、削減した施設がなかったことから、施設総量が大幅に増加することとなりました。貢献度は「貢献できていない」と判断しております。

以上が連番1から連番5の令和6年度の取り組み内容の報告となります。

縄手議長 ■ はい、ありがとうございました。ただいま、令和6年度の改革項目の取組について事務局より説明がありました。報告いただいた連番1～連番5の内容についてご意見を伺いたいと思います。また発言をしていただく場合は、連番を指定してからの発言をお願いしたいと思います。何かご意見はございますか。

松本委員 ■ はい。

縄手議長 ■ 松本委員、どうぞ。

松本委員 ■ 私が気になるのは、連番4の文書配布事業ですね。

前から、業者がポストインするという案が出ておりますが、現状維持ということになっていきますね。この内容についてなのですが、今は町のホームページやLINEなどがあるのは私も承知しております。

ただ、お年寄りの方が増えることもあり、最低限ですね、ここに書かれている改善方法、業者による配布をして余ったお金を行政に活かすというものですが、私はこれが最良だと考えていますが、「現状維持」となっていることについてお答えいただきたいと思います。

梶栗課長 ■ はい。連番4の事務事業の改善についてという項目でございます。この、文書の配布事業につきましては、所管課がまちづくり課になりますので、まちづくり課長の方からですね、現状の説明をさせていただきます。

高橋課長 ■ まちづくり課長の高橋と申します。よろしくお願いたします。

この文書配布事業につきましては、昨年度のこの報告の中でもお話をさせていただいたと思っておりますが、まず文書配布につきましては、現在、区長会を通じて区長さん隣組長さんで配布を行っているというのが現状となっております。

町としては、やはり多くの方に行政情報をとということで、ポスティングという考え方も、行政の中で話をしました。そこで、まずは自治会、区長会にアンケート調査を行いました。アンケート調査の結果、やはりこれまで通りの文書配布の方がいいというふうなご意見が多くございました。

その理由の一つとしては、地域コミュニティが希薄化しているというのは、委員の皆さんもご承知のこととは思いますが、こういうふうなことがあって、コミュニティが成り立っている地区もあるというふうなご意見等を結構いただきましたので、ここについては現状維持をしていこうということで話がまとまっている状況となっております。

また先ほど松本委員の方から言われましたように、現在鞍手町ではホームページだけではなく SNS ということで、LINE やインス

タグラムの方で広報誌等につきましても情報をどんどん発信させていただいております。そういったもので若い世代にはそちらの方を活用していただく。そして高齢者の方につきましては、区長会を通じての文書配布だけではなく、銀行や店舗等に配架をさせていただいておりますので、この辺については今現在におきましては、従来の通りのやり方で進めさせていただければなというふうに考えております。以上でございます。

縄手議長 ■ 松本委員、よろしいでしょうか。

松本委員 ■ 現行の余剰金の支出についてですが、各行政区に助成して活性化するというものですが、これは区長さんの報酬とか組長さんの配布に対して使っていますけど、それでよいのですか。

高橋課長 ■ はい、お答えいたします。

補助金を支出しているという部分ですが、区長会、区長さん、それから隣組町さんの方に文書配布につきましては、広報誌、議会だより、それ以外にも各課の情報発信がございますので、そちらを配布していただくということで、報償費として支出をさせていただいております。以上です。

松本委員 ■ はい。わかりました。

縄手議長 ■ ありがとうございます。
では他の方で、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

花田委員 ■ はい。

縄手議長 ■ 花田委員、どうぞ。

花田委員 ■ 配布の件でちょっと疑問に思ったことがありますので一つだけお聞きします。私どもの区では回覧板で回ってくるのですが、組に入ってらっしゃらない方には回らないんですね。そういうのはどうなっているのかなと疑問に思うんですけど、お願いします。

高橋課長 ■ 先ほども少し触れさせていただきましたが、組外の方について

は、役場や、金融機関、郵便局、スーパーなどに配架をさせていただいておりますのでそちらでお手元というふうな状況になっております。以上です。

花田委員 ■ はい。ありがとうございます。

縄手議長 ■ はい。では、その他、ご質問等ございませんでしょうか。
無いようですので、それでは次に連番6から9について、事務局からご説明いただき、ご質問、ご意見を伺いたいと思います。

梶栗課長 ■ それでは改革項目連番6から連番9についてご説明いたします。まず連番6「公債費負担の適正化」についてでございます。過疎対策事業債など交付税措置の有利な地方債の活用にも努めてまいりましたが、令和6年度決算において実質的な負担が2億8600万円となり、ここ数年の物価高騰の影響などに伴い、建設事業費が増加したことなどにより、公債費の実質的な負担額を目標の2億3000万円程度に抑えることはできませんでした。その結果、貢献度は「貢献できていない」と判断しております。それでは改革項目連番6から連番9についてご説明いたします。

次に、連番7「最適な電力調達の実施」についてでございます。令和6年度においては、年度目標10,161千円を大きく上回る25,696千円の削減額となりましたが、比較する一般電気事業者料金が、近年の不安定な国際情勢等による電気供給停止の影響から保護する最終保障契約が適用されており、割高な電気料として算出された削減効果額となりました。昨年度に引き続き、目標を上回る効果が出ていることから、財政面への貢献は大きいものと考え、貢献度は「やや貢献している」と判断しております。

次に連番8「効率的な町税徴収の推進」についてでございます。令和6年度から預貯金調査システムの導入、県税OBを雇用し検索や税務署などでの調査等、高度な徴収業務が行えるようになっていきます。滞納整理や積極的な債権調査、差し押さえを行い、そのアナウンス効果から自主納付を促してはいますが、令和5年度の県内徴収率の順位は36位であり、令和6年度の徴収率が若干増加したとはいえ、令和5年度の県内徴収率で見ると29位という結果から見

ますと、貢献度は「貢献の度合いが薄い」と判断しております。

次に連番9「ふるさと納税の推進」についてでございます。令和6年度は、制度改正による寄付額の競争の影響が大きく、寄付額は、前年度比55.79%の4億200万円余りとなりましたが、返礼品提供事業者、返礼品数については、令和5年度より増やすことができました。町政運営に係る財源の確保という点においては、累積効果額が1,021,023千円となり、貢献度は「貢献している」と判断しております。

以上が、連番6から連番9の令和6年度の取り組み内容の報告となります。

縄手議長 ■ はい。ありがとうございました。では、只今報告いただきました連番6から9についてのご質問・ご意見を承りたいと思います。また先ほど同様に発言をしていただく場合には連番を指定してからの発言ということでよろしく願いいたします。ご意見ございませんか。

松本委員 ■ はい。

縄手議長 ■ 松本委員、どうぞ。

松本委員 ■ 連番6について、「公債費の実質的な負担を概ね2.3億円程度に抑えるということですが、現状はどういうふうになっているんですかね。どういったふう抑制を考えているのか。

梶栗課長 ■ 現状はですね、やはり目標は2.3億円程度。そういうことで目標を掲げておりますが、やはり先ほど説明しましたように、まあ物価高騰も含めて借りる時の金利ですね。そういったものも上がってきております。

そうしたことから本日、お手元に配布させていただきました資料5です。後ほどこの「第8次鞍手町行財政改革策定方針案」ということで説明をさせていただくことにしておりますが、その中の17ページをご覧いただきたいと思います。ちょっと表が小さくて見にくいかと思いますが。これですね、令和6年度から令和36

年度、この先のですね、地方債の償還のシミュレーションをしております。

これでいけばですね、来年度以降さらに実質的な負担としまして返していく額が増えていく形になります。特に令和13年度以降、先ほど町長の話にもありましたが、じん芥処理施設組合等の建て替えに伴います負担金等が発生することから、だいたい今の倍以上になります。5億3000万円程度だったと思いますが、合計したらですね。そういったものを返していかないといけないような状況にはなりません。

ですから後ほど説明いたしますが、次の次期、第8次行財政改革においてはですね、さらなるこの改革をしていかないといけないという本町の財政状況になっているというところでご理解いただければというふうに思います。松本委員も言われましたように、目標値2億3000万円、第7次行財政改革の目標はちょっとここ数年はですね、さらに上回る形になっているというのが現状でございます。以上です。

松本委員 ■ どこまでその幅が上がるのかという予測というか、金額とかそういうのは大体わかるんですかね。

久保委員 ■ すいません、ちょっといいですか。それは次にあるんじゃないですか。今は報告ですから。今その話をすると会議が進まないですよ。

縄手議長 ■ すいません、松本委員、後ほど8次の案の方で詳細についてはご質問いただくということでお願いします。その他ございませんでしょうか。

無いようですので、次に議事の(2)「第7次鞍手町行財政改革期間延長に伴う指標変更一覧表」について、事務局からの説明を受けたいと存じます。なお、ご質問・ご意見については説明後に承ります。

梶栗課長 ■ それでは資料2をご覧くださいと思います。「第7次鞍手町行財政改革期間延長に伴う指標変更一覧」の案でございます。

変更期間につきましては当初の令和2年度から令和6年度の5年間を、昨年度の委員会でご承認いただきまして、令和2年度から今年度、令和7年度の6年間という形にさせていただいております。

それぞれ改革項目の計画延長に伴う指標、令和6年度末という形で右の列、一番右端ですね、に赤字で記載しているところがございます。この中で、令和6年度末で変更するというところで連番7のですね、「最適な電力調達の実施」というところがございますが、この部分は令和6年度末を以て事業の廃止という形にさせていただいております。

それから連番9のですね、「ふるさと納税の推進」の一番下の段の方になりますが、「返礼品の充実」、これが令和6年度末の指標変更で、それまで令和5年度末までが900品目だったものが1,100品目という形に指標を変更させていただいております。以上で資料2の説明を終わります。

縄手議長 ■ はい。ありがとうございます。ただいま議事の(2)「第7次鞍手町行財政改革期間延長に伴う指標変更一覧」についてご説明がありました。今の資料につきましてのご意見を伺いたと思います。何かございますか。

無いようですので次に移りたいと思います。それでは次に議事の(3)「第8次行財政改革策定方針案」について、事務局からのご説明をいただきたいと思います。

梶栗課長 ■ それでは「第8次鞍手町行財政改革策定方針案」についてご説明をさせていただきます。本日配布いたしました資料5を覧いただければと思います。

まず1ページをご覧ください。ここでは策定の趣旨、背景について記述をしております。行財政改革の目的は、ムリ・ムラ・ムダをなくし、健全財政を実現することが第一義とされており、これまで昭和63年度を皮切りに7次の行財政改革を策定してまいりました。次の2ページから4ページには、策定に必要な現状分析と課題抽出の方向性を記載させていただいております。大きく5項目の現状分析と課題の抽出が必要であると考えております。

一つ目が「社会情勢、人口構造の現状」、二つ目が「財政状況の現状」、三つ目が「行政運営、組織体制の現状」、四つ目が「公共施設の現状」、五つ目が「事務事業の現状」。これら五つの現状分析と課題を抽出し、限られた経営資源を有効活用した持続可能な行政運営と健全な財政基盤の確立に向けた行財政改革を推進する必要があります。

あると考えております。

次の5ページから8ページまでには本町の人口減少の推計、さらには仮定値による将来人口について記載しております。これまでの行財政改革は人口減少を加味せずに策定していたため、今後は特に生産年齢人口の減少が懸念されるため、しっかりと分析をした上で行財政改革を進めていかなければならないと考えております。

次に9ページから17ページにわたって本町の財政状況について記載しております。これまでの行財政改革においても一定の効果は上げてきましたが、今後ますます厳しくなる財政状況をしっかりと分析した上で持続可能な町として維持できるよう、しっかりと分析する必要があります。特に本町におきましては、引き続き、公共事業の建設工事や庁舎建設事業に係る公債費の償還が開始されるなど、ますます財政支出に大きく影響が出てくるものと見込まれております。

18ページをご覧ください。17ページまで記載してきた内容を踏まえて、第8次の行財政改革の策定主眼を記載しております。第8次の行財政改革は、人口減少、財政予測を考慮し、質的改革を推進したスクラップアンドビルドによって、多様化する事業を再構築し、単なる削減ではなく持続可能な自治体経営を目指し、安定した行政サービスの提供と、将来世代に負担を先送りしない健全な財政の確立に取り組んでいかなければと考えております。そのためには、現時点で18ページから19ページに掲げた「改革の目的」、「改革の目標」、「改革の柱」等掲げて第8次の計画を策定していきたいと考えております。

20ページ、21ページをご覧ください。ここでは、計画策定の推進体制を掲載しております。今回の策定につきましては、推進本部にプロジェクトチームを設置し、各部会において調査研究、改革項目の策定を行うことを予定しております。

最後に22ページをご覧ください。令和7年度も残りわずかですが、この策定方針案をですね、本日ご承認いただければ、このスケジュール感で第8次の計画を作成していきたいと考えております。特に委員の皆様にはですね、6月以降に推進委員会を数回開催させていただきまして、計画へのご意見等をいただきながらご審議をいただければと考えております。以上、簡単ではございますが説明に代えさせていただきます。

縄手議長 ■ はい。ありがとうございました。ただいま、次期の第8次行財政改革策定方針案について説明がありました。これについてのご意見を伺いたいと思います。何かございますか。

松本委員 ■ いいですか。

縄手議長 ■ 松本委員、どうぞ。

松本委員 ■ 今進んでいる小学校の統合がありますけれども、それによって取り残される校舎等については8次の計画には入るのでしょうか。いいですか。住民の中でもその話が出ますので、この場でお聞きしたいと思います。

梶栗課長 ■ 統合小学校が令和10年4月に開校いたしまして、今、南小学校の跡地ですね、新しい小学校が建設される予定となっております。残った5小学校につきましては、当然公共施設として残るわけですから、その部分の跡地利用という形で当然考えていかないといけない。当初、旧鞍手中学校が統合され、鞍手北中、鞍手南中が廃校になったという折りにですね、旧鞍手北中、あるいは旧鞍手南中についても跡地利用ということで今使ってもらっています。今後、五つの小学校の跡地についても、どういう利活用、本当に町としていない公共施設ということであれば、当然、売却等も含めた処分も考えていかないといけない。第7次の行財政改革項目にも公共施設等の総合管理計画に基づいた改革項目が挙がっております。その中でも当然鞍手町の人口、あるいは規模に応じて公共施設の所有面積等もやはり削減していかないといけないという改革項目を作っておりますので、第8次の行財政改革においては、引き続きそういったところは当然、重要な改革項目になってこようかというふうには考えております。以上です。

松本委員 ■ もう一つ言いたいんですけど。そういう建物については、我々にとっては、工事することによって色んな事故などが起こるといふ懸念があるんですね。特に近くに住む住民にとってはそういう危機感を感じる方もいますから、適切に、そういうことについても、議会を通じることで、我々にその辺の情報がまだはつきり伝わっていないので、

そういう情報も欲しいなというふうに、改革の中に少し情報源を發表できるような中身が欲しいなというふうに今私は思っています。以上です。

梶栗課長 ■ 今のご意見を承るところです、進めさせていただきたいと思います。

縄手議長 ■ ではその他に、ご意見等ございませんでしょうか。
では、無いようですので、事務局よりご提案いただきましたこの策定方針により第8次行財政改革の計画案をこの内容で決定することについてお諮りしたいと思います。了承する、しないという二択になりますが、特段了承しないということになれば、拍手をもって承認いただくというような形で、決を採らせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

～一同拍手～

縄手議長 ■ ありがとうございます。では全会一致でご承認いただいたということで、資料5のですね、策定方針(案)というところにつきまして、「(案)」の削除をお願いしたいと思います。
それでは議事の4番目、その他ということで、皆様方から何かあればご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

松本委員 ■ 今、のる一と鞍手が運行しておりますよね。それがまだ効率的になっていないというか、いろいろ耳に入ります。乗り降りする場所と時間のことですね。例えば鞍手駅に直接何時に行きたいと言っても、その時間には来られないとか、その間に何人の方が待っていて、電車の時間に間に合わないというような話も聞いたことあるんですね。
今、2台で運行していますが、その辺りのことについて考えてほしいなど。私の個人的な意見もありますけれどもね。そういうことです。以上です。

梶栗課長 ■ はい、今の件はですね、この行財政改革の中では、直接的に改革項目の中には入っておりませんが、そこは今日、都市整備課長

が来ておりますので、若干説明はさせていただきたいと思っております。

神谷課長 ■ お答えさせていただきます。のる一と鞍手につきましては、令和6年10月から実証運行を開始して、本格運行の開始が令和7年3月24日からとなっております。今現在の運行状況等について、いろいろ声が聞こえてきております。

言われましたように、のる一と鞍手については乗合バスになっていますので、定時定路線ではなく、余裕を持って乗っていただく公共交通となっております。

実際に、始まった当初は電車の時間に間に合わないとか、病院の時間に遅れるとか、そういった声が多く聞こえておりましたけれども、だいぶ利用者の皆様ものる一と鞍手の特性を理解していただいておりますので、今現在はそういった時間に遅れるというところは聞こえてなくなっております。

ただ、予約がしにくいという声もまだ残っておりますので、その辺りをうまく解消できるように今後も検討していきたいと考えております。

松本委員 ■ よろしく申し上げます。

縄手議長 ■ ありがとうございます。

ではその他、よろしいでしょうか。無ければ、事務局の方から何かございませんでしょうか。

梶栗課長 ■ 一点だけですね、委員報酬の支払いについてでございます。

本日の委員会出席の委員報酬につきましては、指定されていまず口座の方へお振込みとさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。こちらで情報が把握できていない方には、必要事項を記入していただいた用紙を後日お渡しして提出していただくという形にしておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

7. 閉会

縄手議長 ■ それでは本日全ての議事が終わりましたので、これにて議長の任を解かせていただき、ここからは進行を事務局にお願いしたいと思っております。議事が滞りなく終了いたしましたこと、委員の皆様にも

感謝申し上げます。ありがとうございました。

梶栗課長 ■ それでは、以上をもちまして令和7年度第1回鞍手町行財政改革推進委員会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。